

免税事業者の方にも重要な内容です!

消費税軽減税率対策窓口相談等事業

軽減税率制度導入後の会計処理と インボイス制度の実務対応のポイント

～導入により変更される税務処理の実務のポイントを分かりやすく解説～

2019年10月1日から実施された消費税率引き上げと軽減税率制度の導入に伴い、税務処理の実務が大幅に変わります。この度は2部構成で「日々の仕訳や決算・申告時の会計処理の変更点」と2023年10月1日から施行される「**インボイス制度**」の実務対応のポイントを解説します。円滑な実務対応ができるように準備を進めましょう!

インボイス制度とは、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に変えて、インボイス(税額票)である「**適格請求書等**」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度で、発行するには様々な義務を負うこととなります。

講師

〈第1部〉米子税務署 職員

〈第2部〉

ほし ただし

星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問

税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

日時 2020年 1 月 14 日(火)

【第1部】13:15～14:45

【第2部】15:00～17:00

受講料 無料 定員 30名(先着順)

場所 米子商工会議所(米子市加茂町 2-204)

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、

FAXにてお申し込みください。

カリキュラム

〈第1部〉 13:15～14:45

- ・消費税の経理のポイント
- ・これまでと異なる変更点
- ・軽減税率制度の下での税額計算方法
- ・消費税確定申告書の作成手順 etc.

〈第2部〉 15:00～17:00

- ・インボイス制度の概要
- ・適格請求書発行事業者登録制度
- ・適格請求書の記載事項
- ・納付税額の計算方法
- ・免税事業者の留意点
- ・改正による実務への影響 etc.

(2020.1.14) 『軽減税率制度導入後の会計処理とインボイス制度の実務対応のポイント』
受講申込書

米子商工会議所 産業振興課 行

FAX:0859-22-1897

事業所名	(法人・個人)	TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名①			
受講者氏名②	(複数のご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

【主催】米子商工会議所 【共催】米子商工会議所流通部会